

## **教育基本法案 国会審議 緊迫！ 法案強行にNO！を**

教育基本法案の国会審議が大詰めを迎えつつある中で、中京女子大学教職員組合執行委員会は、下記の声明を確認し、参議院教育基本法特別委員会所属の各委員宛にメールで送付しました。

---

### **教育基本法法案の徹底審議を求めます**

私たち中京女子大学教職員組合執行委員会は、現在参議院で審議中の政府教育基本法案について、以下のような危惧や問題点を指摘し、参議院における徹底審議を求めます。

まず第一に、政府法案は、なぜいま教育基本法の全面改定が必要なのか、ということが何も明らかにされていません。

第二に、教育基本法のような理念法、教育の根本法規に「教育の目標」を規定すれば、その達成度の評価を通じて、教育の自立性・自主性や個人の内心の自由が侵害される危険があります。しかも、「目標」には「愛国心」をはじめ20を超える徳目が盛り込まれていますが、これは、国家が特定の「道德規範」を強制することになります。

第三に、政府法案は、国会で多数で決めれば政府がどんなことでも出来るようになっており、これは国家・政府による教育への介入を無制限に許すことにつながります。

教育基本法は教育に於ける根本法であり、憲法に準ずる大切な法律です。これを廃止して新法を制定しようとするならば、国民の意見を十分に聴き、それを国会審議に反映させることは必須条件です。更に、国民の多数は今国会での成立を望んでいないことは、最近の幾つかの世論調査においても明らかです。

私たちは十分な議論のないままの拙速な採決に反対します。私たちは現行教育基本法と政府法案の関係、法案の各条文、条文と条文との関係などについて、十分な時間をかけた徹底審議を要求するものです。

2006年12月11日

中京女子大学教職員組合執行委員会